

第一部 明治前期



## 第一章 王政復古と山陰鎮撫

### 第一節 王政復古

#### 一喜一憂の住民たち

慶応三年（一八六七）十二月九日、王政復古の大号令が発せられた。それは、十月十四日に行われた徳川將軍の大政奉還、將軍職辞退をうけて、二六〇余年間続いた幕府を廃絶したものであるが、一方朝廷にあっても、摂政関白の旧制度を廃止し、総裁・議定・参与の三職を置き国政全般をこれに行わせ、神武創業の始めにかえるという王政復古を新政の理想とする新体制の宣言であった。

徳川幕藩体制が崩壊し、歴史の歯車が音をたてて進行してゆくさなかにあって、但馬の情勢もまたあわただしくゆれうごき、一喜一憂そのものであった。当時の三丹地方（但馬、丹波、丹後）の諸藩の動向をみると、佐幕派が多かった。例えば、丹後宮津、丹後田辺（舞鶴）、丹波篠山、丹波亀山などはっきり幕府方であり、その他の園部、綾部、山家などの諸藩とならんで、但馬の出石藩や豊岡藩は、幕府方と官軍方の間



写真1 西園寺公望

で形勢を眺めようとする日和見の態度であったのである。

当時の気多郡の村々は、約八〇カ村余であったが、大部分が幕府直轄の天領であって、これらは久美浜代官所又は生野代官所の支配下におかれていた。残る私領の色分けとしては、出石

藩領として、江原、宵田、国分寺、石立、祢布の一部、の五カ村があり、他に旗本領が三家、すなわち、旗本小出助四郎（山本小出家）領が山本、水上、八代中、西芝、祢布の一部、の五カ村、旗本杉原標助（杉原八太夫家）領が奥八代の一部の一カ村、旗本杉原四郎兵衛領が猪爪、谷、小河江の三カ村、という風に混在した状況であった。

動乱の幕末維新时期に際して、風前の灯の幕府は、最後の命脈をふりしぼって必死の抵抗を試みているが、つぎつぎに出されるその命令通達は、久美浜の代官所からの飛脚によって当地方の大庄屋あてに矢継早にとんだ。そして、更に末端の村々の庄屋へ昼夜兼行で伝えられていった。

この混乱期における官軍の攻勢は息もつがせぬものがあり、慶応四年（一八六八）戊辰正月三日に起った鳥羽伏見の戦で、幕府軍が敗走したのと並行して、早くも四日には参与西園寺公望が山陰道鎮撫総督に任せ



写真2 山陰道鎮撫総督  
石舎宿舎表札

られ、翌五日にはすでに隊伍をととのえた鎮撫軍が京都を進発し、佐幕勢力が強いとみられた山陰道を征討するために丹波路へとくり出している。

沿道各藩に対しては、一月四日付で、「西園寺三位中将を山陰道鎮撫総督となし、出張仰せつけられ候間、追々指揮の次第もこれあるべく候間、この段心得のため申達候事」という指令が発せられたのであった。

### 久美浜代官所明渡し前夜

正月九日、久美浜代官所支配下の各郡村々の庄屋から庄屋へと、夜を徹して火急の廻状が通達された。その内容は、「大阪表へ急速の幕府方御用人足として、村々より強壯の者を選び、村高百石につき三人宛の割当て、来る十二日までに必ず久美浜陣屋へ召連れ出頭せよ」との厳命であった。高百石につき三人宛の割当てという点、幕末当時の気多郡内川の総石高はほぼ二万石であったから、郡内だけで総計六〇〇人の徴集である。びっくり仰天した気多郡荒川村の大庄屋八郎右衛門（井上氏）はじめ惣代の庄屋衆は、とるものもとりあえず久美浜へかけつける一方で、村々に残った庄屋、村役人や百姓たちは息をこらして京都や大阪表の成行いかんと情報を待った。

正月十二日の午前一時頃、大阪より久美浜に到着した早飛脚は「六日に一橋慶喜は蒸気船で江戸へ引揚げ、大坂城は九日夜焼落ちて落城、西園寺御勅使が陣屋を明渡させるため出張してくる」との急報を伝えた。このため久美浜陣屋は上を下への大騒動となり、代官以下もはやこれまでと即時明渡しを決心を固めて、大急ぎで陣中のこらざる荷物等を片附けると共に、役所の書類もその日のうちに一切整理を完了するというあわただしさであった。

大庄屋八郎右衛門は久美浜においてこの有様を見聞し、情勢の急変にほっとして、急ぎ管下の村々の庄屋宛に書簡をしたため、「右の次第に御座候間、さきの夫人足おにんそくの件はもはや要いらざる様子に御座候間、此段御安心下さるべく候」と書き送っている。

そのころ殿村の庄屋利左衛門（多田氏）の書き残した覚書があるが、その中には「当村太三郎、西の宮（西宮えびす神社）へ参り候ところ、当九日、西宮道中にて大坂城焼け候を見受候が、大坂近辺の百姓共、大坂の城焼落候を見て、なごりをしく思ひ、城の方を見て皆涙を落しおるよし」との記事がみえる。当地方の住民の心情にも、徳川の時代の終末をなごり惜しく思う気持が強く共鳴していたことが察せられる。

## 第二節 山陰鎮撫

### 山陰鎮撫軍の久美浜、生野接収

慶応四年（一八六八）正月、山陰道鎮撫総督・西園寺公望の率いる軍勢は、どのように当地方を制圧したのだろうか。当時の記録をたどってみよう。

西園寺勅使に従う同勢は、薩摩と長州の藩士を主力とする約六〇〇人の官軍で、京都より丹波亀山、福知山を経て、手分けをして久美浜へ進軍した。まず先触（さきぶれ）が久美浜へ到着したのが正月十一日。御陣屋は勿論、郡中一同大いに心配しているところに、翌十二日、福知山藩の家士の平田重郎、巖崎金蔵及び家中の同勢一七人が久美浜の本願寺に到着。ついで十三日に久美浜代官宮崎達治郎が本願寺へ出張して談判



写真3 久美浜町本願寺正門

の結果、久美浜代官所領は残らず官軍附とし、支配は長州藩の差配ということに決定し、十四日には両者立会いの上で代官所保管の金穀の調査が行われ、十五日には長州藩士岩佐清三郎、柴捨藏両名が久美浜に到着。十九日に平穩に御陣屋の引渡しがなされている。

陣屋を引渡した代官と手代衆は、一旦代官は宗雲寺、手代衆は久美浜重兵衛方などに引取り、一応落着いたかにみえたが、その後間もなく代官に対し退去命令が出たため、代官はあわただしく二十一日に久美浜を出立することとなり、町役人や郡中惣代が市野々村までこれを見送り名残を惜んだという。

久美浜陣営を接収した官軍隊長は長州藩士小笠原美濃之助恒利である。これ以後久美浜代官所は廃されて久美浜官軍出張所となり、従来の代官は新しい官軍執事と交替したのであった。

他方生野代官所の接収は篠山から進発した鎮撫軍の手によって正月十四日に行われた。生野代官横田新之丞はその子新太郎を出して、正月十二日に朝来郡山口村で薩摩藩士の分遣隊を防いで一戦を交えたけれども、ひとたまりもなく敗走し、播磨路から美作国へ落ちて行った。従来の代官に代って新たに生野役所の官軍執事となったのは薩摩藩士折田要蔵年秀である。

このようにして幕府領の久美浜・生野両代官所の接収は終わった。



写真4 官軍行進図（部分）（明治神宮外苑絵画部蔵）

鎮撫軍のわが町の通過

正月十五日には、久美浜役所から庄屋村々へ「今般の巡国、御巡行については、村々の高、人別、家数などの取調をするので明十六日に書附を差出せ」という通達が廻って来た。その翌日の正月十六日には、惣代芝村弥三治（谷岡氏）より広井村、殿村、羽尻村の惣代に対し、「此度いよいよ天朝御領に相成るので、急速に印形が入用の由につき、村役人の三ツ印をこの使者へお渡し下さるべし」との飛脚が廻っている。

正月二十七日に久美浜より豊岡へ入り本陣を由利三左衛門邸に置いた西園寺総督率いる山陰道鎮撫軍は、翌正月二十八日朝豊岡を出発、国府、江原を経て八鹿へと進軍した。この晩の八鹿泊りの同勢としては、長州藩一四六人、薩摩藩一四〇人、柏原藩七九人、そのほか生野二七人、宮津一二人、豊岡藩一〇人、村岡藩六人、出石藩五人、以下篠山、福知山、園部、田辺、因州、平松式部、馬地郷士などの兵力で総人数五二一人が記録されている。（多田文書）。これらの長州と薩摩の藩兵を主力とし、丹波、丹後、但馬、因幡の帰順連合軍を従えた御勅使の行列は、威風堂々として沿道に土下座する住民を制圧した。

この日わが町通過にあたり、鶴岡の河本濱二郎宅には本陣が置かれ、ここで昼食がとられたという。

生野の変に参加して入牢し、村預けとなって自宅で追込めの生活を送って



いた土居村の苗字帯刀の大庄屋上田九左衛門が、許されて国侍と唱える榮譽が与えられたのは、この山陰道鎮撫総督西国寺公望の来但の際の村岡滞在の中のことであった。昨日の賊は今日の功臣となる。勤皇方となるか幕府方を守るか、二つに一つの進路の選択は当時の住民にとって人生浮沈の大きな岐路にほかならなかつた。それは個人の運命をも大きく変えたのである。上田九左衛門の感慨はいかばかりであつたらう。

### 第三節 ええじゃないか乱舞

#### わが町に残る記録

慶応三年（一八六七）八月末頃名古屋地方に始まり、畿内各地に波及して、十一月頃京阪神一帯に燎原しょうげんの火のように広がった「おふだ降り」の大衆乱舞は、南但地方へは播磨方面より、北但地方へは丹後久美浜方面より、漸次波及してきたといわれているが、わが町でこれがはじまつた時期は慶応四年（一八六八）の正月をすぎてからである。

八代村史は次の如くのべている。

「徳川將軍大政ヲ奉還セントスル時ニ当リ、附近一帯ニ『ええじゃないか踊り』流行セシコトアリ。慶応四年ノ春、県道筋ノ町村ニ於テハ盛ニ行ハレ居リシガ、松岡村ノ者コノ踊リヲナシテ本村ニ練リ込ミ、八代村松岡三郎右衛門ノ家ニテ盛ニ踊リタリ。コレヲ初メトシテ本村内到ル所ニ流行セリ。其ノ当初ハ諸所ノ家々ニ、金大黒天ノ像、御札等降り、其ノ家ハ酒肴ヲ供シテ村民ノ練リ込ミ来ルヲ待チ居タリ。踊ル者ハ老若男女ノ別ナク、種々変装シテ単ニ『ええじゃないか』ト歌ヒ、喜悅ノ状ヲ呈シ、隊ヲナシテ家々ヲ廻リ歩

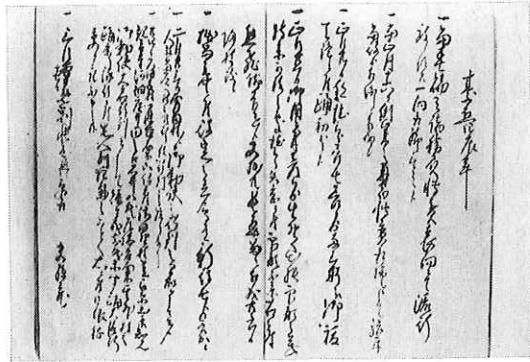


写真5 慶応4年日鑑(部分)(西田榮喜文書)

キ、酒肴ノ饗応ヲ受ケタリ。初メ昼夜ノ別ナク踊リシガ、後ニハ夜ノミトナレリ。コノ年ノ秋ニ至リテ殆ンド全ク止ミタリ」と。

また、西気村誌によれば次の記事がある。

「明治元年(一八六八)空天ヨリ天照皇大神宮其他大神ノ神札降り来ルト迷信シ、狂喜ノ余リ変装シ、長州侯ノ紋所ニヨ描ケル旗ヲ押立テ『エイシヤナイカ踊リ』大イニ流行シ、神札ノ降りタル各家ニ各村交代ニ踊リ廻リ、神札ノ降りタル家及富豪ニテハ、コレニ酒食ノ饗応ヲナシ、実ニ前古未曾有ノ珍事ナリシガ、此ノ期間約半ケ年ナリキ。」と。

また、伊府村庄屋彦左衛門の書き残した慶応四年(一八六八)の控には次のような記録がある。

「正月二十日朝、徳三郎、彦七、彦左衛門、両三軒エ御札天降りニ付踊り初リ。二月二十三日、宵田村ヨリ御勅使ノ行列ノ真似ヲシテ多人数当谷へ村々順行仕リ、行列ノ始リナリ。二十四日、久田谷村、篠垣、栗山、伊府、佐田、野村、芝、江原、土居、知見、観音寺、河畑、広井、田ノ口、石井、八代、道場、夏栗、其ノ外村々、御勅使大名行列として賑々なる前代未聞の踊り大流行。踊り余り流行ニ付狂気のごとし、云々」(西田榮喜文書)と。

### 山陰鎮撫の謀略工作

これらの記録によってみるならば、ええじゃないか踊りの現象には、神像や神札が天から降って来た家々が縁起を喜びこれを祭り酒食の饗応をなすという側面と、民衆が老若男女の別なく変装して隊をなして練り込み「ええじゃないか」を連呼しつつ踊り狂う街頭デモの側面の、両面があった。そして踊りの街頭デモの行列は、当地方にあつては「御勅使大名行列」の変装に発展し、西園寺公望山陰道鎮撫総督（御勅使）と、これに従う「長州藩士」の大名行列の真似をした「長州侯ノ紋所ヲ描ケル旗ヲ押立テ」たりした、極めて大規模なデモンストレーションの様相を呈して高揚したことがうかがわれる。それは「前代未聞の踊」であり、「前古未曾有の珍事」であつたが、本質的には幕府権力が倒れた騒然たる時期における世なおしの期待の群衆心理が、巧妙に山陰鎮撫工作に利用され演出された結果の政治的現象であつたとみることができよう。

右の二月二十三日から二十四日にかけてのええじゃないか乱舞はこの地方全域をまきこむピークを思わせるが、三月十三日には郡中代の今西七郎兵衛より次のような禁令が出た。

「一、先般より村々へ神仏御札降り候由にて、踊等催し、人氣騒ぎ立候旨相聞候。向後其の義これあり候とも踊等致すまじく、且又、小社建て候義無用なるべし。若し此の後御札等降り候も御陣宮へ持参致すべき事。」

このような禁令にもかかわらず、ええじゃないか踊りの流行はなかなか静まらなかつたことは、さきの八代村や西気村の例からも知ることができる。

果して村々家々の軒先や庭先などにこれらの「おふだ」「神像」「金銭、札」などを人知れず配って廻つた

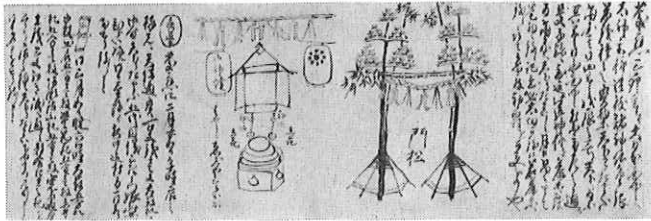


写真6 「ええじゃないか」の記録(和田与八郎文書)

仕掛人は何者だったのであろうか。ここには極めて組織的計画的な謀略が存在したことは疑いないが、この興味ある謎をこれ以上解明するわが町内の具体的資料は今のところ何も残っていない。

### ある家の例

ここに和田山地方のある家にお札が降った記録がある。その中から、①その発見の日時、②おふだの種類、③降った場所、④踊りの状況につき要約ぬき書きしたものを紹介することとする。その発見の時刻は朝もあれば昼も夜もありまちまちである。おふだの種類も極めて多種多様であり、おふだの類よりもむしろ金銭が降った例が多い。踊りの状況も家内の者だけの場合があり、村方、子供が加わり大おどりの場合があり、又、昼夜の別でみれば夜のおどりが多いが昼からおどる場合もみられる。(写真6)

慶応四年(一八六八)

二月二十五日、午時。

天保通宝百文銭、一文大簀札二分、店の椽先。昼後より夜中迄村方一同参りおどる。

三月五日、曉六ツ時。

大簀五分札二枚、出石五分一枚、豊岡札五分一枚、糸井札五分一枚、阿瀬銀山札五分一枚、寛永通宝上銭

三文、合計四匁の札をくくり、店の椽。同日夕よりおどる。

三月八日、昼七ツ時。

寛永通宝銭、一節六十文づつ、二節百二十文。庭前の木の下枝。夜、村方参りおどる。

三月十日、暁六ツ半時。

寛永通宝上銭十文。門松の前。夜、家内の者だけおどる。

三月十一日、昼後八ツ時。

城崎温泉寺の十一面観音、不動明王のお札。庭前の柵。夜、村方の者参りおどる。

三月十二日、夜五ツ時。

天保通宝銭一文。祭つてある神前の座敷。夜、家内の者だけおどる。

三月十三日、朝四ツ時。

二歩古銭一つ。庭前の石の上。村方の者参りおどる。

三月十五日、朝四ツ時。

寛永通宝上銭十文。庭前の飛石。夜、家内の者おどる。

三月十七日、朝五ツ時。

一朱銀一つ。庭前の木の根。夜、家内の者おどる。

三月十八日、昼後八ツ時。

一朱銀二つ。寛永通宝上銭九文。庭前の砂の上。夜、家内の者おどる。

三月十八日、夜五ツ時。

一朱銀一つ。祭神前の村方若者の祝儀酒樽の上。家内の者おどる。

三月十九日、朝五ツ時。

一朱銀一つ。庭前の砂の上。夜、家内の者おどる。

三月二十日、朝五ツ時。

金包み一つ。庭前のとがった石の上。夜、家内の者おどる。

三月二十一日、昼四ツ時。

糸井札三枚三分。出石札九厘札二枚。庭前の砂の上。夜、村方子供大おどり。

三月二十二日、朝五ツ時。

一朱銀二つ。文銭三文。庭前木の根の石の上。夜おどる。

三月二十三日、午時。

糸井札三分、二朱銀五つ。庭前。夜、村方子供参りおどる。

三月二十四日、昼四ツ時。

二朱。庭前の砂の上。村方子供大おどり。

三月二十五日、四ツ時。

寛永通宝四文銭。庭前の砂の上。

六月二十六日、朝六ツ時。

出石札一匁一枚、大簀札五分二枚。庭前。村方子供参りおどる。

同日、夜五ツ時。

一朱銀五つ。庭前の砂の上。家内の者おどる。

三月二十七日、朝五ツ時。

一朱銀二つ。庭前の砂の上。夜、家内の者おどる。

同日、夕七ツ時。

一朱銀三つ。庭前。夜おどる。

三月二十八日、朝五ツ時。

包み。庭前のふみ石の傍。おどる。

三月二十九日、午時。

寛永通宝上銭十三文くくり。植木鉢の中。夜おどる。

同日、夜五ツ時。

一朱銀。庭前燈籠の前。夜、家内の者おどる。

四月一日、昼四ツ時。

寛永通宝上銭五文。庭前植木鉢の上。

四月六日、夕七ツ時。

上浜糸一寿賀。庭前。

(和田与八郎文書)

#### 第四節 お達し書と官軍のイデオロギー

##### 官軍の農村支配理念

久美浜代官所を接收した官軍は、但馬の村々を支配するため、つぎつぎに久美浜官軍執事の名において命令を下した。その中には「徳川慶喜や会津桑名などの賊徒一味誅罰のため農兵を取立てるから、勤王の志のある者は武器やえものを携えて速やかに官軍に馳せ加われ」とか、「官軍に加わった村々は今年の年貢を半分にするが、不参加の場合はその一村たちどころに誅罰に処す」とか、「百姓共多人数集り、一揆などを企てた節は、賊徒と同様誅戮を加える」といった内容のお達し書が、あるいは村々辻々の高札にかかり、あるいは庄屋・村役人を通じて百姓一般に示されている。(上巻第十七章第十節参照)

ここでは慶応四年正月に出された、比較的内容のまとまった達し書の全文を紹介しておこう。

その内容には、軍事変革期における人心収拾のため、単なる治安維持の軍事的側面のみでなく、大義名分を力説するは勿論のこと、賞罰、貢租減免、金融措置、窮民救済などに至るまで、興味深い項目を多く含んでいる。

その思想としては、徳川の武家政治打倒を強く打出しているけれども、王政復古と忠孝の儒教道徳を強調しており、自由主義や民主主義の考え方は認められない。新しい支配機構は、上からの変革として幕藩体制



にとつて代らうとしていたのである。

そして当地方の住民も次第に展開してゆく時代の推移を必死で見定めようとしていた。

慶応四年正月、達し書

達し書

一、四海の民、惣じて天子の百姓にこれあり候処、中古以来武家の押領と相成、

天沢を蒙らざる様の姿に成来り候、此度復古の御大業立てさせられ候

上は、往古の通、是迄徳川元領地ならびに賊徒支配地は、総べて天朝

に召上げられ、御領に相成候事、実に冥加至極の次第、小前末々に至

る迄、精々頭百姓より申し聞かせ、有り難く相心得べく候事。

一、親孝行は人倫の大本、深く相心得申すべく候。もし不孝の徒これ

あるにおいては、重刑に処せらるべく候間、早々申し出ずべく候。も

つとも孝心の者、かつ兄弟家門むつまじく相暮し、一村の模範にも相

成候やからは、御褒賞行なわせられ候間、速に申し出ずべき事。

一、火付、盗賊の徒は、速に厳刑に処せらるべく候間、心得違これな

き様致すべく候事。

一、是迄御領と僭称致し居り候徳川領地の百姓共、徳川の暴威を借

り、武士等に無礼の条これある趣、此の上右様の心得違これあるまじ



写真7 達し書写 (西田榮喜文書)

く候事。

当節、薩長（薩摩長州）と偽り、諸方徘徊し、百姓町人共を驚惑いたさせ候者これあり候得ば、早々申し出ずべき事。

一、徳川に従ひ候反逆の敗卒、落人、潜伏せしむるにおいては、曲事たるべし。早々申し出、御沙汰を受くべく候事。婦人老年の者共落ち来り候を、猥りに苦め申すまじく候。精々勞りおき、申し出づべく候事。

一、金相場、願の通り当分の処、百八匁に御定め仰せつけられ候事。

但し、歩指なく、正銀札の事。

一、去る寅年（慶応二年）洪水に付、種糶夫食代として先に幕吏共より貸付候分、帳面の通り上納御容赦仰せつけられ候事。

一、但馬国支配地の分、銀納の処、当辰年（慶応四年）より前々の通り、四割五分下げ、上納仰せつけられ候事。

一、丹後国支配地、上納の処、当辰年（慶応四年）より、五歩（五割）米納、五歩（五割）銀納仰せつけられ候事。

一、丹後但馬の検見は、村々十五ヶ年平均をもって定免仰せつけられ候事。

一、村々貯穀の儀は、名あれど実これなき趣に付、此の後廢せられ、追々別に肝要の御新法仰せつけられ候事。

一、鉄砲証文、村中小入用帳は、以来廢せられ候事。

一、上納免合めんあひは、御容赦の御沙汰につき、田畠有徳うとくの者のみ利益を得候次第に立至り候儀は朝廷の御趣意に背き候間、急ぎ窮民を取調べ、救われ方御法かたごほう立てさせられ候につき、鰥寡孤独しゅうみこどく(やもめ、みなしこ)は勿論、窮民の人口、家数を早々調べ立て、申し上ぐべく候事。

右の条々、朝廷より仰せ出され候間、百姓一同小前末々に至るまで、厚く相心得、御奉公筋相勤め、産業わざ惰おとりなく、勉励むげんいたすべく候事。

慶応四年(一八六八)辰年正月

官軍執事

丹後但馬村々

## 第二章 版籍奉還と廃藩置県

### 第一節 久美浜県と生野県

#### 県と藩の混在時代・三治同軌

慶応四年（一八六八）四月二十一日に新政府により発布された「政体書」においては、地方は府、県、藩にわかれ、朝廷の直轄地は旧幕府領や新政府に反対して没収された大名領を府および県として知事を任命し、これに対して一般の大名領は従来のまま諸藩の領地を藩として認め、従来の藩主を藩知事として行政に当らせた。従って、このとき但馬地方には旧幕府領の久美浜県（生野県は明治二年八月十日に分れて設置）と共に、出石藩、豊岡藩、村岡藩の支配管轄区域が成立し、県と藩が混在した。

このときの制度は、名目上は府・県・藩の三者を同列の地方管区としており、「三治同軌」といわれている。

久美浜県は慶応四年（一八六八）閏四月二十八日に設置された。初代権知事ごんちじに任命されたのは伊王野治郎



写真8 旧久美浜県庁舎（久美浜町）

この時期における生野御役所の管轄区域には、朝来、養父、と丹波の氷上、播磨の宍粟の四郡の旧代官所領の区域などが含まれていた。

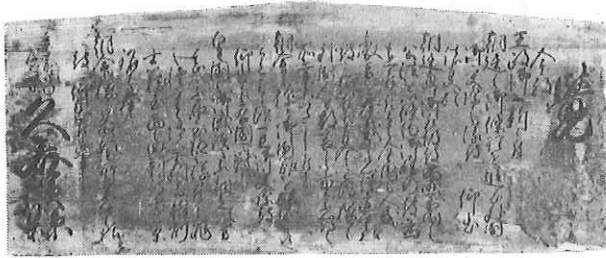
この生野御役所支配下の村々は、七月には久美浜県の管轄下に引渡され、久美浜県出張生野役所と改称されているが、久美浜県より生野県を独立せしめる請願運動が強く村々住民よりなされた結果、明治二年（一八六九）八月十日、生野県が設置された。生野県の管轄区域は朝来郡の全域と、播磨の多可、加西、神東、

左衛門である。久美浜県の当初の管轄区域は丹後全域四郡（熊野、竹野、中、与謝）および但馬の城崎、二方、美含、気多の四郡の内、旧久美浜代官所支配地の村々と当分預り所、合計二四〇カ村であった。

二代県知事は井田丑蔵（明治三年十一月〜十二月）

三代県知事は小松彰（明治三年十二月〜明治四年十二月）である。

生野代官所は慶応四年一月十五日に山陰鎮撫の官軍に接收された。二月四日に官軍執事折田年秀に生野代官所支配委任の辞令がだされているが、その頃は生野役所、但馬取締役所の名称が使用されたようである。二月二十九日に生野は府中と改称され、四月十九日に府中裁判所がおかれ、折田は但州府中判事に任ぜられているが、行政官庁としては生野御役所の名称が使われている。



真9 久美浜県高札（竹中巖藏）

神西、揖東、揖西、赤穂、佐用、宍粟の諸郡の合計一八〇カ村であった。  
折田年秀に代って生野県権知事に任命されたのは井田丑藏（明治二年八月〜明治三年十月権知事、更に知事に進み十一月まで在任）である。その後任は久美浜県知事小松彰が兼任した。（明治三年十二月〜明治四年十二月）

年十二月）

版籍奉還

明治二年（一八六九）六月、版籍奉還が実施された。これは諸藩において、藩主が版（土地）と籍（人民）とを朝廷に奉還するという形式をとったが、実質は藩に対する中央政府の統制を強化したものである。

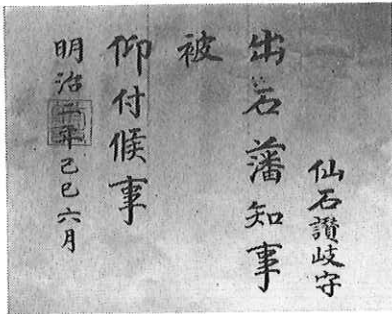


写真10 明治2年 出石藩知事任命書  
（出石町公民館蔵）

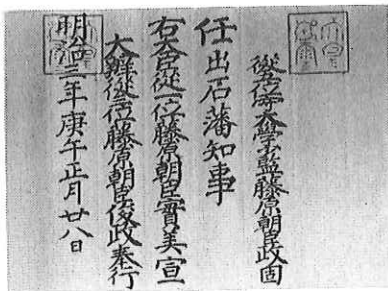


写真11 明治3年 出石藩知事任命書  
（出石町公民館蔵）

で、中央集権化の一過程をなす政治的措置であった。これにより従来の藩主は引続き藩知事に任命されて藩政を担当したが、藩の独自性は次第になくなっていった。

出石藩知事は、

仙石久利（明治二年六月～明治三年正月）

仙石政固（明治三年正月～明治四年七月、引続き同年十一月まで出石県知事）

豊岡藩知事は、

京極高厚（明治二年六月～明治四年七月、引続き同年十一月まで豊岡県知事）

村岡藩知事は、

山名義濟（明治二年六月～明治四年二月）

山名義路（明治四年六月～七月、引続き同年十一月まで村岡県知事）

であった。

わが町において、この時期の行政管轄はどうなったのか。江原、宵田、石立、国分寺、および祢布の一部は従来のまま出石藩領として存続した。しかし、そのほかは、旧久美浜代官所領、旧生野代官所領、旧旗本小出助四郎領、旧旗本杉原四郎兵衛領、旧旗本杉原八太夫領、がすべて久美浜県に編入されたのである。（その詳細は、表1、廃藩置県過程一覧表をみられたい）

この制度の時期において、末端行政単位である「村」は、依然として幕藩体制時代のまま残っていた。

しかし、村役人の呼称については、明治三年（一八七〇）十二月に、大庄屋は大郷長、名主は大市長、庄

第二章 版籍奉還と廃藩置県

表1 廃藩置県過程一覽表

国府				豊岡市				地区										
上石	西芝	東芝	池上	野々庄	堀	府中新	府市場	土居	松岡	上郷	中郷	引野	土渕	加陽	清冷寺	伏	八社宮	現大字名
上石村	西芝村	東芝村	池上村	野々庄村	堀村	府中新村	府市場村	土居村	松岡村	上郷村東組 上郷村西組	中郷村	引野村	土渕村	加陽村	清冷寺村	伏村	八社宮村	旧村名
生野代官所		旗本小出助四郎		生野代官所		所官代野生				所官代野生				幕末所領				
久美浜代官所										久美浜代官所								
久美浜										久美浜								
明治元九										明治元九								
明治二八										明治二八								
明治四七										明治四七								
豊岡										豊岡								
豊岡										豊岡								
兵庫										兵庫								
但馬										但馬								
戸長役場										戸長役場								
府中新組										府中新組								
外十二ヶ										外十二ヶ								
村戸長役										村戸長役								
村										村								
明治三四										明治三四								



第一部 明治前期

日 高										国府	豊岡市	地区								
(明治十二) 国分寺	石立村	旗本小出助四郎	出石藩	出石藩	久田谷村	夏栗村	道場村	久斗村西組	久斗村東組	岩中村	地下村	宵田村	江原村	日置村	多田谷村	伊福村	竹貫村	上佐野村	現大字名	
出石藩					所 官 代 野 生							出石藩		生野代官所	久美浜代官所	久美浜代官所	久美浜代官所	幕末所領	旧村名	
		久美浜県			久美浜県									久美浜県	生野県				明治元・九	明治二・八
出石県		出石県										出石県							明治四・七	明治四・二
県 岡 豊																				
											豊岡県			第二小区	第三小区				明治五・六	明治九・八
(明治九) 国保村														(明治九) 岩中村	第二小区	第三小区	但馬国	(明治九) 鶴岡村		明治二・七
																		戸長役場	明治一・七	
																		江原組役場	明治一・六	
																		戸長役場	江原村外	明治一・九
																		十二ヶ村	明治一・六	
村 高 日																				明治三・四

第二章 版籍奉還と廃藩置県

三 方													地区					
荒川	猪子垣	広井	田ノ口	羽尻	殿	栗山	海老原	観音寺	知見	森山	佐田	篠垣	伊府	山本	水上	現大字名		
荒川村	猪子垣村	広井村	田ノ口村	羽尻村	殿村	栗山村西組	栗山村東組	海老原村	観音寺村	知見村	森山村	佐田村	篠垣村西組	篠垣村東組	伊府村	山本村	水上村	旧村名
所 官 代 浜 美 久														旗本・小出助四郎	幕末所領			
久 美 浜 県														久美浜県	明治元九			
生野県						生野県		生野県					明治二八	明治四七				
豊 岡 県															明治四二			
												豊岡県 第二天区 第二小区		明治五六				
												兵庫県 但馬国 第二天区 第二小区		明治九八				
												戸長役場		明治二七				
												栗山組役場		明治二六七				
												栗山村外 十七ヶ村 戸長役場		明治九六				
三 方 村															明治三四			

第一部 明治前期

西 氣		(明治七) 清 滝						地 区										
東河内	水口	稲葉	万劫	山田	万場	神鍋	名色	神鍋	栃本	山宮	頃垣	石井	十戸	庄境	野所	三所	芝	現大字名
東河内村	水口村	稲葉村	万劫村	山田村	万場村	栗栖野村	名色村	太田村	栃本村	山宮村	頃垣村	石井村	十戸村	庄境村	野所村	三所村	芝村	旧村名
所 官 代 浜 美 久																	幕末所領	
久 美 浜 代 官 所																	明治元九	
久 美 浜 代 官 所																	明治二八	
久 美 浜 代 官 所																	明治四七	
久 美 浜 代 官 所																	明治四二	
久 美 浜 代 官 所																	明治五六	
久 美 浜 代 官 所																	明治九八	
久 美 浜 代 官 所																	明治二七	
久 美 浜 代 官 所																	明治六七	
久 美 浜 代 官 所																	明治九六	
久 美 浜 代 官 所																	明治三四	

第二章 版籍奉還と廃藩置県

日高	竹野町	八代							地区				
赤崎	浅倉	段三原	椒	大岡	小河江	河江	八代	猪爪	中	谷	奈佐路	藤井	現代名
赤崎村	浅倉村	段三原村	椒村	大岡寺村	小河江村	河江村	奥八代村	猪爪村	中村	谷村	奈佐路村	藤井村	旧村名
生野代官所	久美浜代官所	久美浜代官所	旗本・杉原四郎兵衛	久美浜代官所	旗本・杉原八太夫	久美浜代官所	旗本・杉原四郎兵衛	旗本・小出助四郎	旗本・杉原四郎兵衛	久美浜代官所	久美浜代官所	幕末所領	
久美浜県	久美浜県	久美浜県					久美浜県			生野県		明治元九	
					生野県							明治二八	
												明治四七	
豊岡県			豊岡県							明治四二			
第四小区	豊岡県								第四小区	第三小区	豊岡県	第三小区	明治五六
第四小区	但馬国							第四小区	第三小区	但馬国	兵庫県	第三小区	明治九八
	戸長役場		戸長役場									戸長役場	明治二七
	宿南組役場		椒村組役場									中村組役場	明治六七
戸長役場	宿南村外	役場	ヶ村戸長								役場	ヶ村戸長	明治九六
宿南村	村椒三					村代八							明治三四



写真12 大庄屋勤番定書（明治2年）（河本重成文書）

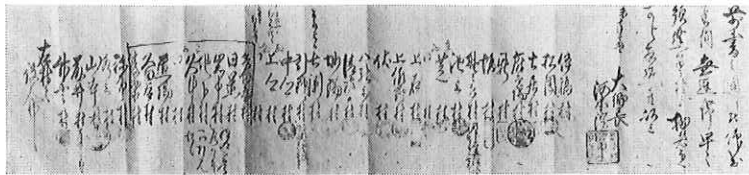


写真13 大郷長廻状（河本重成文書）



(裏)

写真14

大郷長御用袋  
(河本重成蔵)

水上村庄屋

三木益五郎

上郷村庄屋

古橋三郎兵衛

中郷長 伏村

白髭浅右衛門

東気多郡 大郷長 伊福村

河本濱治郎

名前があがっている。(明治三年十二月現在)

久美浜県の管轄下の気多郡村々を支配した村役人には次の

年寄は副戸長、と改称された。

り、大郷長は区長、中郷長は副区長、庄屋（里長）は戸長、

そして更に明治五年（一八七二）四月の太政官布告によ

慣行的に使用されたいらしい）

屋は里長、と改称されることになった。（しかし庄屋はなお



写真15 明治3年 妙見山入山停止通達(井上義次文書)

ら、天皇政府への奉仕勢力に切り替えるべく努め、諸藩の内部改革を推進し、藩主のもとに、新たに執政、参政、公議人などの官吏をおかせた。

久美浜県の県庁所在地は久美浜であったが、明治二年(一八六九)には、三月、五月、など、数回にわた

### 三丹執政会議

三治同軌の制度のもとに、新政府は旧幕府勢力の一掃をはかり、従来からの藩の勢力を、旧幕藩体制の構成部分か

西気多郡	大郷長	久斗村庄屋	安東太郎兵衛
中郷長	殿村	地下村庄屋	森垣利助
奥八代村庄屋	松岡三郎右衛門	引野村庄屋	赤木実太郎
猪子垣村庄屋	村尾吉右衛門	上石村庄屋	上坂左衛門
	など。	府中新村庄屋	長沢与三左衛門
		荒川村	井上八郎左衛門
		栃本村庄屋	多田利左衛門
		前田弥左衛門	

り三丹（但馬、丹波、丹後）執政會議が開かれている。そこでは、罪人処罰法、小学校の設立、神仏混淆の処理問題、などが議題になっており、久美浜県による各藩藩政の指導をめざすものであった。

### 出石藩庁の江原移転計画

この時期において、気多郡内の村々は、大部分は久美浜県の管下に属していたが、前述の如く江原、宵田、国分寺、石立、祢布の五カ村は出石藩領であった、当時の出石藩においては、大参事桜井勉の建築により、出石藩庁を江原に移転する計画があったという。これは出石が交通不便の地であるため、この不便を棄てて管内で最も利便の地である江原に移転しようとしたものである。この計画は出石藩知事も承認し、太政官の許可も得、宵田の蓮生寺を出石藩庁の仮出張所として土岐久則を駐在させ、郷学を江原に開設し宮川鷲郎等を教師に任命し、出石の大商人の門垣屋、岸田屋



写真16 桜井 勉

などに家屋の建築材料を与えて江原に新店をださせたりし、岸田屋はその長男を真先に江原に新店させた程であったという。

しかしやがて明治四年七月の廢藩置縣の結果、出石藩が廢されたので、江原に出石県庁が移転してくる計画は空中の「しんきろう」の如くに消えたのであった。（見山桜井勉翁米寿賀集）

第二節 廃藩置県と豊岡県時代

廃藩置県

明治四年（一八七一）七月十四日、廃藩置県の詔書が発せられた。さきの版籍奉還は藩主からすすんで請願の形をとるようにしむけるために、用心深くとりはこんだのにくらべて、廃藩置県は、うむをいわせない命令であった。

新政府は、廃藩置県とともに、従来の藩知事を廃官とし、旧知事を東京に呼びよせ、旧藩の統治から一切手をひかせた。このとき、過渡的な措置として、政府は七月十九日に、県治一般の規則を制定するまでは、大参事以下の旧藩吏が新県の庶務を処理し、重大な事件は朝裁を受けることと布告した。この旧藩吏の庶務管理は十一月の県治職制により打ち切られ、それ以後は政府の直轄の行政区としての実質が徹底していったのである。

王政復古から、版籍奉還、廃藩置県を経て、豊岡県時代、兵庫県時代へと経過をたどるこの時期の行政管轄の変遷過程は、非常にめまぐるしく、錯綜しているが、表1に「廃藩置県過程一覧表」を作成した。この表には、幕末から明治二十二年（一八八九）の町村制施行に至るまでの、旧気多郡全村および浅倉、赤崎両村（養父郡）についての行政管轄の変遷過程をおさめてある。



## 大豊岡県の成立

廃藩置県の詔勅に基づいて、豊岡藩、出石藩、村岡藩がそれぞれ豊岡県、出石県、村岡県と改称したのも東の間、同じ年の明治四年（一八七二）十一月には新たにこれらの県の統合再編成が行われた。

政府は王政復古と同時につくられた、久美浜県・生野県の如きものや、廃藩置県によってできた、出石県・豊岡県・村岡県のように幕府時代に基礎をおく県をすべて御破算にして、全国画一的な地方行政機構の設定をめざし、ここに新たに日本全国で三府七二県が成立した。豊岡県もその中の一県に加えられ、但馬・丹後・丹波（多紀・氷上・天田）・摂津・近江・下総・常陸・美作の各国に関係する実に堂々たる大県となった。

摂津以下の遠隔の地は、ただ幕府時代の所領関係によって一応豊岡県に編入されたが、交通・通信が発達していない当時のこと、かえって行政事務上の不便がはつきりと予想されたので、一週間後に整理され、豊岡県は但馬・丹波・丹後の三丹地域に落着きすっきりした形となり、久美浜県兼生野県権知事であった小松彰が初代豊岡県知事として赴任した。

久美浜県においては、この前年の明治三年五月に新築落成をみた新庁舎をもつ久美浜町が、全町をあげて県の存置運動をしたがむだであった。久美浜県庁は解体され、豊岡の神武山の北側へ運ばれ新県庁が建設された。現在豊岡市京町の市立郷土資料館入口の門が久美浜県庁の門を移したものである。（写真17）久美浜に見切りをつけた商人の中には豊岡へ移住してくる者もいた。

もっとも当面は、旧県庁を引続き旧豊岡県庁舎を元豊岡県詰合所と称し、前豊岡県大参事猪子清が当分管

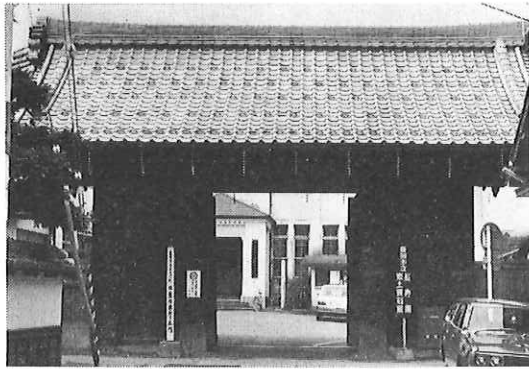
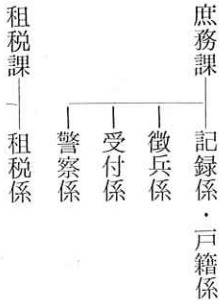
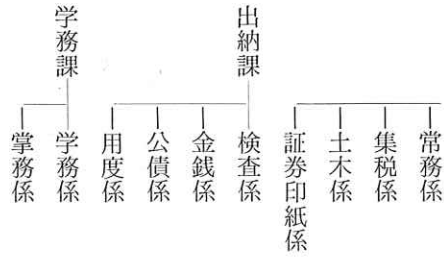


写真17 旧豊岡県庁正門（豊岡市京町）

内の事務取扱いを担当した。そのほかに、久美浜、生野・出石・村岡・柏原・篠山・宮津・福知山などにも詰合所が設けられ、やがて県支庁としての機能を中心に局と改称された。しかし県庁のある豊岡に詰合所（後局）があるのは併存する理由がないのですぐ廃止され、さらに久美浜局以下はそれぞれ支庁と改称されたが、最後には宮津・福知山・篠山の三支庁に整理統合された。

政府は十一月二十七日発令の県治職制によって県官の組織などを定めた。それによると豊岡県の職制は、従来の県知事は県令（または権令）に改まり、その下に参事・権参事・大属・権大属・中属・権中属・少属・権少属・史生・税掌がおかれた。

管掌事務には、庶務課、租税課、出納課、学務課がおかれ次のような職制になっていた。



大区小区制

豊岡県では明治五年（一八七二）四月、大区小区制を実施し、管内を二一大区、一一七小区とし、大区に区長・副区長、小区に戸長・副戸長をおいた。その但馬地区に属するものは次の通りで、八大区、四〇小区に区分されたのである。

- 第一大区 城崎郡 小区五（町一四、村七九）
- 第二大区 出石郡 小区六（町一七、村八六）
- 第三大区 気多郡 小区四（町〇、村八〇）
- 第四大区 養父郡 小区八（町〇、村一一）

第五大区 朝来郡 小区六（町八、村八四）

第六大区 七美郡 小区四（町四、村六九）

第七大区 二方郡 小区四（町〇、村五六）

第八大区 美含郡 小区三（町〇、村七二）

ついで十月、区長事務章程によって、区長に区内の布告・貢納・土地人民に関するいっさいの事務を担当させることを規定した。さらに明治七年（一八七四）三月、大区に区長、小区に戸長、町村に用掛を置くことに改め、新たに区長・戸長の職掌を制定したが、明治九年（一八七六）二月には小区の区域を拡大するとともに、区長の職務を再度布達した。

豊岡県第三大区

第一小区 上郷村、松岡村、土居村、府市場村、府中新村、堀村、野々庄村、池上村、東芝村、上石村

（右のほかに上佐野村、伏村、八社宮村、清冷寺村、加陽村……現在豊岡市）

第二小区 伊福村、多田谷村、日置村、水上村、江原村、宵田村、岩中村、地下村、久斗村、道場村、久田

谷村、夏栗村、祢布村、石立村、国分寺村、山本村、藤井村、竹貫村、

（右のほかに土淵村、引野村、中郷村……現在豊岡市）

第三小区 伊府村、佐田村、篠垣村、森山村、知見村、殿村、羽尻村、田ノ口村、広井村、猪子垣村、荒川

村、芝村、三所村、庄境村、野村、栗山村、観音寺村、海老原村、十戸村、石井村

第四小区 頃垣村、山宮村、栃本村、太田村、名色村、万場村、栗栖野村、山田村、稻葉村、万劫村、水口

村、東河内村、奈佐路村、谷村、中村、猪爪村、八代村、河江村、小河江村、大岡寺村

(右のほかには椒村、三原村、段村……現在竹野町)

明治初頭のこの豊岡県時代において、新戸籍の編成作業、地租改正事業、徴兵令の実施、学制の施行などが国の近代国家としての発展の基礎となる極めて重要な事業が、但馬地方においても着々と推進されたのである。その意味でも、明治四年から明治九年までのわずか四年九カ月の豊岡県時代は、決して没すべからざる歴史的役割を果たした時代といえることができる。

### 第三節 近代的戸籍の編成

#### 戸籍編成作業の進展

明治政府が旧来の幕藩体制に代る近代国家としての地方住民支配体制を確立するうえで、完全な戸籍を編成し、全国民をもれなく登録した国民基本台帳を整備することは、緊急の重要課題であった。政府は明治四年(一八七二)四月には戸籍法を制定し、ついで明治五年(一八七二)には王申戸籍じんしんが作られている。

わが町では、伊府の西田栄喜家に旧伊府村の明治初年の逐年の戸籍が残っており、非常に貴重な資料を提供している。以下にはそれにもとづいて、当地方における明治初年の近代的戸籍編成作業の進展をふり返ってみることにする。

①明治二年(一八六九)巳三月。宗門人別御改帳。但馬国気多郡伊府村。

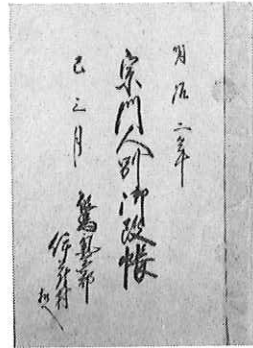


写真18 宗門人別御改帳  
(明治2年伊府村表紙)

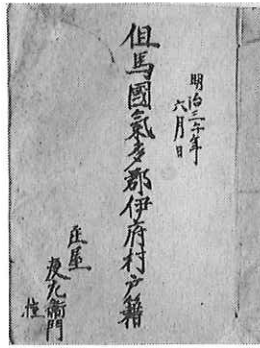


写真19 伊府村戸籍 (明治3年表紙)

れている。そして③の壬申戸籍は、人別氏子帳となり、それまでの宗門改めにかわって氏子改めの形式をとっている。④になると形式内容は著しく整理された。

内容的にみると、③の明治五年の戸籍以後、生年月日が明記されるに至り、各戸に「氏」(苗字)がつけられて使用され、家の資産状

② 明治三年(一八七〇) 午年六月。但馬国気多郡伊府村戸籍。庄屋彦左衛門。

③ 明治五年(一八七二) 壬申年二月。伊府村人別氏子帳。庄屋西田彦左衛門。

④ 明治十年(一八七七) 七月。戸籍帳。但馬国第三大区気多郡三小区伊府村。

右の四種の戸籍簿があるが、①はまだ江戸時代の寺請制度による宗門人別改帳の形式がそのまま残っている。②になると①の形式は早くも廃止さ

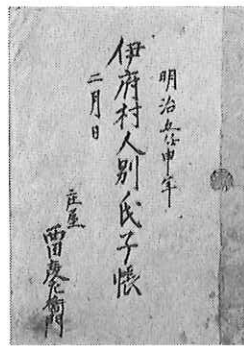


写真20 伊府村人別氏子帳  
(明治5年表紙)

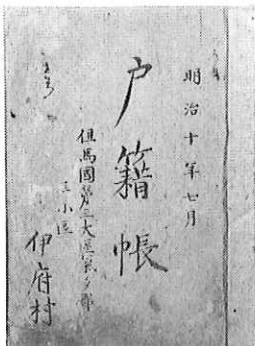


写真21 戸籍帳伊府村  
(明治10年表紙)

態の記載は省略された。明治十年の戸籍からは「平民」の身分が明記されており、家督相続の年月日も記載されている。

このような戸籍の整備は、国民皆兵徴兵制度、義務教育制度、納税制度などの実施のための国家的基本台帳となり、また家族制度の法的規制の出発点となるものであった。

右の①ないし④の戸籍について、以下に「表題」「末尾形式」「内容」の三つの部分をぬき出して、これを比較検討しながら戸籍の変遷整理の状況を明らかにしよう。

そしてその後、明治二年（一八六九）に久美浜県が示した「人民御保全永世産業を安んぜしめんため戸籍編成被仰付」と題する戸籍編成法の通達の全文を、参考として掲げておくこととする。

戸籍簿の表題の変化  
①明治二年（一八六九）三月のもの（己巳の年）  
「宗門人別御改帳、但馬気多郡伊府村」

②明治三年（一八七〇）六月のもの（庚午の年）

「但馬国気多郡伊府村戸籍、庄屋彦左衛門」

③明治五年（一八七二）二月のもの（壬申の年）

「伊府村人別氏子帳、庄屋西田彦左衛門」

④明治十年（一八七七）七月のもの（丁丑の年）

「戸籍帳、但馬国第三大区気多郡三小区伊府村」



写真22 明治2年宗門人別御改帳奥書

## 戸籍簿の末尾形式の整理

①の明治二年のものは、完全に、江戸時代に行われた宗門人別改帳の奥書の形式をそのまま踏襲している。且那寺が人別に吟味をして作成したものを、村役人が保証し加判して久美浜御役所へ提出する書類形式である。

②の明治三年のものになると、末尾形式は一変し、宗門人別改帳の形式が一切なくなり、極めて簡単に、村役人の保証加判がなされているだけであって、宛先は久美浜御役所である。

③の明治五年のものは、明治三年のものと同様で、宛名は村役人から副戸長にあててある。

④の明治十年のものは、作成者奥書が、戸長、副戸長、区長、副区長の連名加判となっており、宛名が兵庫県令である。この当時は大区小区制であって、戸長役場がおかれていた。

傳村宗門御改帳  
但為親多郎

本新

隆國守

明治二年

乙二月

① 明治二年（一八六九）三月「宗門人別御改帳」所収のもの。

伊府村の戸数人口の合計、村高の合計、他村居村百姓持高村別内訳を詳細に記載し、その後次に次の奥書がある。



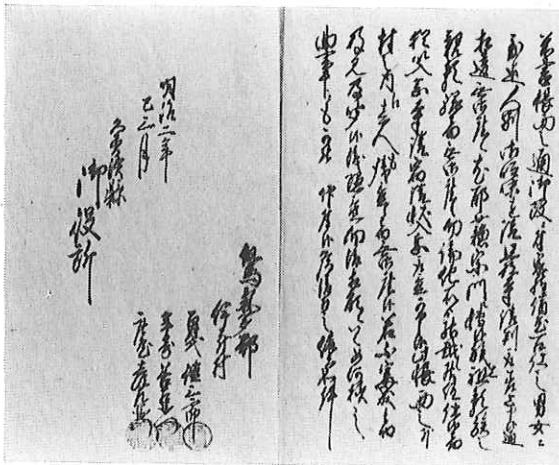


写真23 明治2年宗門人別御改帳奥書(つづき)

「右者耶蘇宗門ニコロビ候者御改ニ付拙僧共旦那之分銘々御吟味之上自分判形仕、差上申候通相違無御座候。

勿論耶蘇宗門ニコロビ候者先祖より類族之親類縁者無御座候。尤召仕之男女并ニ他より罷越し居住仕候者ニ至迄、怪敷義無御座候。自然切支丹ニコロビ候先祖類族之者御座候由露顯申候はば、拙僧共何方迄も罷

出、速急度可申被候。為後日之依而如件。

曹洞流禅宗越前国永平寺流

播州三木雲龍寺末

但馬氣多郡 金野 隆国寺

明治二年己二月

「前書帳面之通御改ニ付、家持借屋召仕之男女ニ至迄人別御吟味を請、旦那寺請判取、差上申候通相違無御座候。尤耶蘇宗門ニ転候族、先祖類族之親類縁者無御座候。勿論他所より罷越し居住仕候者猶入念寺請宿請狀入念取置可申候。此帳面之外村之内江耆人も残置候者無御座候。若不審成者及見及聞候儀隱置、向後相顯候はば、如何様之曲事にも可被仰付候。為後日之、依而如件。

但馬氣多郡伊府村

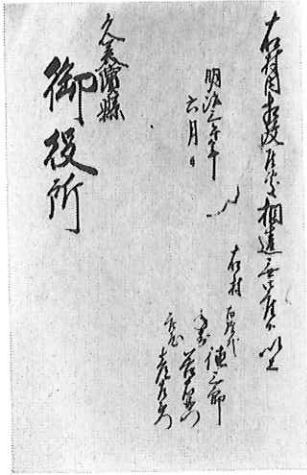


写真24 明治3年 戸籍奥書

明治二年巳三月

久美濱御役所

② 明治三年(一八七〇)六月 「但馬国気多郡伊府村戸籍」所収のもの。

伊府村の戸数、人口の合計、村高の合計、他村、居村百姓持高村別内訳、牛頭数を詳細に記載し、その後  
に次の奥書がある。

「右村内相改候処相違無御座候 以上

明治三年午六月日

百姓代	徳三郎	㊦
年寄	善右衛門	㊦
庄屋	彦左衛門	㊦

右村	百姓代	徳三郎
	年寄	善右衛門
	庄屋	彦左衛門

③ 明治五年(一八七二)壬申 「伊府村人別氏子帳」所収の

もの。

伊府村の戸数、人口の合計を記載し、その後、次に次の奥書

兵庫県令森岡昌純殿

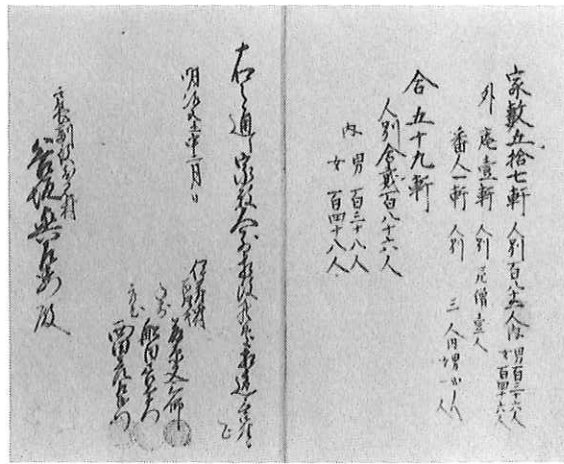


写真25 明治5年人別氏子帳奥書

がある。

「右之通り家数人別相改候処相違無御座候

以上

明治五年壬申二月日

伊府村 百姓代 藤原又三郎 ㊦

年 寄 船田善右衛門 ㊦

庄屋 西田彦左衛門 ㊦

戸長副役 知見村

谷垣与左衛門殿

④ 明治十年（一八七七）七月「戸籍帳」所収のもの。

「右之通取調候処相違無之候。以上

副戸長 柴垣弥一郎 ㊦

戸長 井上真一郎 ㊦

副区長 間中 藤雄 ㊦

区長 西山 員直 ㊦

戸籍の内容の変遷

「一、禅宗隆国寺旦那

① (伊府村の庄屋であつた西田彦左衛門家の戸籍を抽出して戸籍の年次の順に掲げる)  
明治二年(一八六九)三月「宗門人別御改帳」所収のもの。

持高三拾五石九升六合壹勺

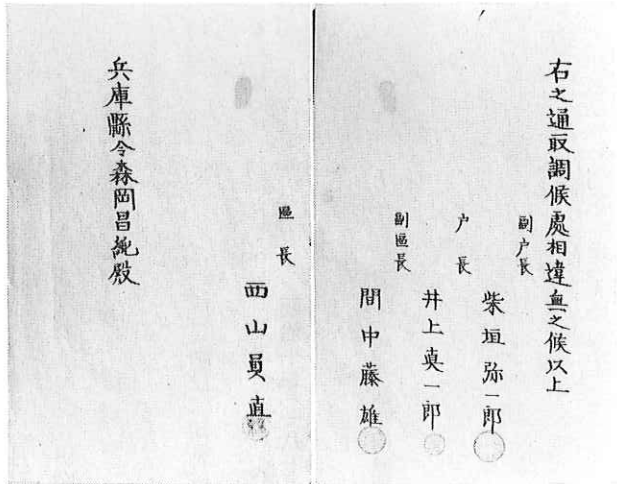


写真26 明治10年戸籍帳奥書



② 明治三年（一八七〇）六月「但馬国気多郡伊府村戸籍」所収のもの。

「農業二伍組

六番 但馬国気多郡伊府村百姓

高五拾石五斗貳升五合八勺

明治三年 四十二歳 彦左衛門

此田反別三町三反三歩

嘉永六丑十一月久美浜県下  
同郡佐田村九兵衛娘娶

明治三年 三十六歳 妻 まつ

内上田壺町三反八畝拾八歩

明治三年 十七歳 倅 孫藏

中田七反七畝拾貳歩

明治三年 十二歳 娘 けい

下田壺町壺反四畝三歩

明治三年 六歳 娘 こう

畠反別六反壺畝拾五歩

明治三年 四歳 倅 駒吉

内上々畑六畝拾二歩

文政七申二月久美浜県下同郡  
山田村政右衛門娘先代彦左衛門娶

明治三年 六十四歳 母 すみ

上畑六畝歩

明治三年十一月生

明治四年 二歳 娘 まち

中畑壺反七畝廿七歩

下畑六畝貳拾四歩

下々畑九畝貳拾壺歩

麻畑六畝歩

屋敷八畝廿壺歩

山林拾六ヶ所

抱高七石六斗七升久美浜県下  
同郡佐田村



写真28 明治3年 戸籍記載例

抱山林彦ヶ所 同県下  
牛彦疋 同郡森山村

久美浜県下禅曹洞宗同郡金野隆国寺旦那

③ 明治五年（一八七二）壬申二月「伊府村人別氏子帳」所収のもの。

「九

文政十二丑三月廿六日生

父西田彦左衛門忠好長男

西田彦左衛門◎宗矩

申四十四歳

文化四卯十一月十二日生

同郡山田村長岡政右衛門二女

長岡 スミ

天保六未四月十八日生

申六十六歳

佐田村中川九兵衛長女

彦左衛門妻 申川

マツ 申三十八歳

安政元寅八月十九日生

父彦左衛門長男

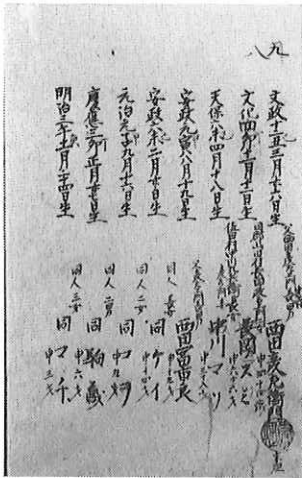


写真29 明治5年 人別氏子帳記載例

④ 明治十年（一八七七）七月「戸籍帳」所収のもの。

八番屋敷居住

安政元年八月一日相統 農

当郡山田村平民長岡政右衛門次女

藤一郎伯母、文政七年二月十一日入籍

当郡佐田村平民中川九兵衛亡長女

西田 富市良

申 十九歳

安政六未二月廿日生

同人長女

同

ケイ

元治元子九月十六日生

同人二女

同

コヲ

慶応三卯正月廿七日生

同人二男

同

駒藏

明治三年十一月二十四日生

同人三女

同

マチ

平民

父彦左衛門亡 西田彦左衛門

文政十二巳丑三月廿六日生

母

すみ

文化四丁卯十一月十一日生

妻

まつ

申 三歳

申 六歳

申 九歳

申 十四歳



初太郎叔母、嘉永六年十一月十五日入籍

天保六乙未四月十八日生

長男

西田富一郎

安政元甲寅八月十九日生

長女

けい

万延元庚申二月廿日生

次女

こう

元治元甲子九月十六日生

次男

西田 駒藏

慶応三丁卯一月廿七日生

三女

まち

明治三庚午十一月廿四日生

氏神 諏訪神社  
寺 当郡荒川村曹洞宗隆国寺

明治二年戸籍編成法

人民御保全永世産業を安んぜしめんため  
戸籍編製被仰付其法左の通

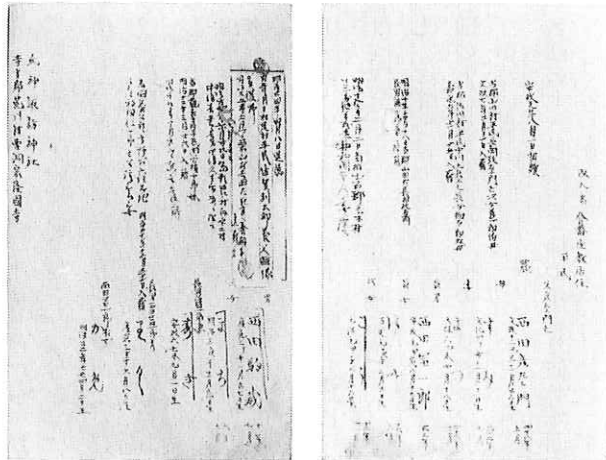


写真30 明治10年 戸籍帳記載例

- 一、戸籍の編製庄屋一支配を以て一部とし、其地庄屋是を掌どる支配内の伍組一、二のしるしを以て分<sub>レ</sub>之、一部年寄の紙員多きときは、分て上中下となすも妨なし。
- 一、表紙何国何郡何村何町戸籍と書、左側へ張掛紙にて庄屋交代の節は上へ張掛記す。(追々六ケ年を経て大改)
- 一、一部の始に此仕法書あるべし。
- 一、冊の仕立、少しぶ厚き紙を台紙とし、豎曲尺九寸、横六寸に切合を一丁の片面、是を一家分とす。上四ケ一の所へ墨筋を引、上を産業並田畠山林船牛馬等を記す所とし、下を人名宗門等を記す所とす。
- 一、本紙は伍組を一と組々々にて一、二のしるしを以て仕分け、一伍組限り順々次第を追ひ、仕立べし。新家出来の節は冊末え入れ相伍組隔るといへども右一、二のしるしを以て知るべし。
- 一、伍組の内にて出生、死去、其外出入有之度々庄屋江相届、庄屋即座に是を記す。出生は名前書、上は年号、月日生と記す。死去は名前江点を掛、上へ年号、月日死と記す。
- 一、縁組は年月親元所名、名前書入れ、親元の方へは年月何某江嫁す。又は何某へ養子に遣すと記し、名前江点を掛る。もし不縁の節は双方点をかけ、親元は張掛紙にて名を記し、上江年月何某方より帰と記す。再縁は張掛江書入、再々縁は張掛を取除、又張掛書記し、二重張すべからず。
- 一、他支配江縁付、其外にて、其地の暇を免<sub>ゆる</sub>さるるものは、名前の上へ年月暇御免、何の何某養子、又は何条何某家来と成と記し、名前江点を掛。
- 一、本人又は家内の者にてても年限暇にて奉公稼に出るものは、名前の上へ付紙にて何の年より何ケ年間暇と記し、立帰節、付紙を取除べし。

一、子孫別家する時は、名前へ点を掛、上は年月別家何村組へ入。新に一家分の本紙へ書載す。もし他村江分家する時は、年月何町何村分家と記す。名前点を掛。他村より分家し来たものは、年月何町何某方より分家、と名前の上へ記す。

一、産業、田畠、山林、船、牛馬等、年に一度三月改にて産業を改れば、肩江年月改など記し、最前の分点を掛、田畠其外買入分は肩江年月買など記す。売る分は肩へ年月売と記し、点を掛、分與分売は、年月分與、又は分売と記し、点を掛、残る高を新に記す。

一、御咎にて、村退、町退、国退等の者は、名前の上へ年月日何町退、何所何某江渡、と記、点を掛、請方には名前を記、上江年月何所何町退、何村、何某より請、と記し、望む者の戸籍へ入、流罪は年月日流罪と記し、名前点を掛。

一、暇免なきに他所へ出る者は、伍組より庄屋江申出、役人も共に心遣ひ、早速連れ帰すべし。萬一行衛不知者は、其由相届、戸籍へは年月出奔と記し、六ヶ月の間に尋出し、帰參申出ずべし。六ヶ月を過といへども行衛不知時は、弥出奔之段届出、其時戸籍に年月日届と記す。三十六ヶ月を経るといへども行衛不知ものは、其由申出、戸籍へ年月日除籍と記し、名前へ点を掛、人数を除べし。家内不残出奔之ときは届書入等同様、除籍の節人別名前の上へ除籍と記し、点代替りの通り白紙を張掛べし。

一、一部の末に家数、田畠、山林、船、牛馬数を記す。毎年一度三月に改之、追年張掛紙にして六ヶ年を経大改の節に至り改て作帳、其年の数記す事又始の如し。

一、毎年三月改の節、庄屋別に、美濃紙二ツ折の冊を調、表紙の書体、本冊に因べし。左側庄屋の名前を書

付、本冊の末に記せる家数人数其外を記載せ、其郡に大惣代有所は組合惣代におゐて、組合中村々の書付を取集、大惣代に差出し、大惣代より御役所江可差出候。もし大惣代無之郡は、組合惣代取集、御役所へ可差出候。

一、六ヶ年を経、大改之節の次第も、前条の如し。七ヶ年前の家数人数其外と其年の数と計り較べ、増減を書記す。順次に是を計ふ事、前の法の如し。

右戸籍の儀は、永世の御記録庶民の系譜たり。人民御保全の叡旨を奉認、仕法の通、聊も不可怠もの也。

明治二己巳月日

久美浜県

#### 第四節 新兵庫県の成立

##### 豊岡県から兵庫県へ

廃藩置県後の新県設置によって、管地の一円化が行われたが、そこで成立した三府七二県の管地はなお小さかったため、府県費の支出は大きく、さらに行政事務もしだいに繁劇になり、国庫支出は増大した。政府は経費節減のためにも諸県の廃合が必要となったため、明治九年（一八七六）八月県の廃合を断行し、その結果三府三五県になった。

この廃合で兵庫県に隣接する飾磨県・豊岡県・名東県はいずれも廃止され、播磨一円を管下にもつ飾磨県はそのまま兵庫県に合併された。豊岡県は管下が二つに分割され、但馬八郡と丹波の多紀・氷上の二郡は兵庫県に統合され、その他は京都府に編入された。名東県は淡路一円が兵庫県の管下に入り、阿波は高知県に

合併された。こうして新兵庫県が成立しほぼ現在の県域が定まった。それまでの兵庫県に比べて、郡の数は五から三三にふえ、面積は約九倍に、人口は一三七万人と六倍以上に増大した。それとともに姫路・豊岡・洲本に支庁が置かれ（洲本支庁は明治十一年二月に廃止）従来の県の事務を引継いだ。

豊岡県第三大区は兵庫県但馬国第三大区と呼び方を変えたが、第一小区より第四小区までの管轄区域は従来のままであった。但し一部、第二小区の中の伊福村と多田谷村は合併して鶴岡村、地下村と岩中村は合併して岩中村、石立村と国分寺村は合併して国保村、とそれぞれ明治九年九月より変更されている。この大区小区の制度はその後いわゆる三新法の制定により廃止されるまで続く。

#### 地方三新法の公布と出石気多郡役所

明治十一年（一八七八）七月、政府は郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則の地方三新法を公布した。

明治五年（一八七二）の大区、小区の制によっていったん行政単位としての性質を喪失した町村は、この「郡区町村編制法」が施行されるにおよび、ふたたび基礎的行政単位としての地位にひきもどされることになった。

もともと町村は、長い歴史と伝統をもち、現実の社会的、経済的生活関係においても堅く結束した団体的実在性を有していたので、大区小区制による官治行政になじまなかったため、内務郷大久保利通の「地方之体制等改正之議」としての上申によって郡区町村編制法は制定されたものであり、これと同時に制定された府県会規則および地方税規則とあわせて三新法とよばれ、これ以後市制、町村制が明治二十二年制定される

までの間を通常三新法の時代と称している。

兵庫県では郡区町村編制法にもとづいて、明治十二年（一八七九）一月に大区小区制を廃止し、人口集中地の神戸を区に、他は従来どおり三三郡とし、神戸区に兵庫地区と阪本村をあわせたほかは、そのまま旧来の郡域を踏襲し、これらの郡区には編制法の規定に従って郡長・区長が任命された。但馬においては城崎郡と美合郡、出石郡と気多郡、養父郡と朝来郡、七美郡と二方郡をそれぞれ組合わせて四つの郡役所を設置した。さらに三新法の実施に備えて、郡長・区長の職掌を制定し、徴税・徴兵・教育・諸願届の処理・戸長の監督、官有林の管理、町村費支弁の事業などの事務の管掌を明らかにした。但馬における郡役所は次のとおりである。

城崎美合郡役所 城崎郡 美合郡

所在地 豊岡町

出石気多郡役所 出石郡 気多郡

所在地 出石町

養父朝来郡役所 養父郡 朝来郡

所在地 和田山町

七美二方郡役所 七美郡 二方郡

所在地 村岡町

さききのべたように大区小区制廃止にともなって、町村は自治団体であることが認められ基礎的行政単位

となり、原則として一町村に一戸長役場が設けられ、それぞれの各郡役所の管下にはいった。

### 戸長役場の設置

一町村一戸長役場を原則とする時期は、本県の場合は長くは続かなかった。

当時の村はほぼ現大字の地域で、その七五％が戸数一〇〇戸に足りない村であった。そのため県では翌明治十三年七月、町村の「区域狭少ナルトキハ限アル地方税ヲ以其費途支ユルヲ得ス」として、市街は一〇〇〇戸以上、村落は三〇〇戸以上を標準とし町村を組合わせ、戸長役場をいっきよに五分の一以下に減じて区域の拡大をはかった。

また戸長については、明治十二年度の県会で議員石田貫之助の発議により、公選制の建議が行われていたが、県では明治十三年六月戸長選挙法を改定し、新編成区域内で戸主を有権者とする記名投票を指示したが、数人の代選人が有権者を代理して投票した村や、数名の有力者で戸長を選定して届出たところ、公選でないことを指摘され、各村へ投票を依頼して形式を整えたりした地区もあった。

気多郡下においては村毎に役場をおいた記録はみあたらない。数村連合して戸長役場を設置した場合の名称は、原則として戸長役場所在の村名を冠し、〇〇組戸長役場と称した。

明治十七年に至り戸長役場の呼称が変更され、戸長役場所在地の町村名を冠して「〇〇村(町)外〇ヶ村(町)戸長役場」と称している。

気多郡における戸長役場の変遷を表にしてまとめれば表2のとおりである。

表2 気多郡における戸長役場の変遷

村名	明治十三年	明治十六年	明治十九年県布達 第九二号による	明治二十一年
加陽村	加陽組 役場	加陽組 役場	加陽村外 六カ村	加陽村外 六カ村
清陽寺村				
伏宮村				
八社宮村	役場所在地 加陽村	所在地 加陽村	戸長役場 役場所在地 加陽村	戸長役場 所在地 加陽村
土淵村	戸長 加陽村		戸長 加陽村	
引野村	戸長 門間禎二郎		戸長 赤木甚太夫	
上郷村				
松岡村				
土居村	府中新組 役場	府中新組 役場	府中新村外 十二カ村	野々庄村外 十二カ村
府中村	府中新組 役場	府中新組 役場	府中新村	野々庄村
堀上村	所在地 府中新村	所在地 府中新村	所在地 府中新村	所在地 野々庄村
池上庄	戸長 国限幾太郎		戸長 山本森之助	
東芝村				
西芝村				
竹貫村				







第一部 明治前期

三段	椒	銅山	下中床瀬	大岡	小河	八代	猪爪	中谷	奈佐	藤井	東河	水口	稲葉	万劫	山田	栗栖
原	村	村	村	寺	江	村	村	村	村	路	内	村	村	村	村	野
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
戸長 新免五一郎	椒組 役場			戸長 細谷孫太夫	所在地 谷村戸長宅	明治十四年四月より 谷組 戸長役場	戸長 今井増平	所在地 中村 (戸長宅)	中村組 戸長役場	明治十三年八月十 二日より	戸長 北村初太郎			所在地 大円寺 農家へ移転		栗栖野村
	椒組 役場			戸長 長谷川源之助			所在地 藤井村 藤本太右衛門 部屋	藤井組 戸長役場		明治十六年二月 七日より	戸長 北村初太郎			所在地 栗栖野村		
所在地 椒村	椒村外二カ村 戸長役場			戸長 長谷川源之助			所在地 藤井村	中村外八カ村 戸長役場								
				戸長 長谷川源之助			所在地 藤井村	中村外八カ村 戸長役場								

## 第三章 治安警察と兵制整備

### 第一節 初期の警察

#### 治安の悪化と物騒な取締

明治初期の警察制度は明治維新の動乱期の中から次第々々に固まって行ったということができる。

慶応四年（一八六八）六月の記録には次のような久美浜御役所（久美浜県庁）よりの布令が載っている。

「近來、しきりに路人を暗殺し、その所持の品を奪い取る趣」

「夜中、無提灯の者これあり候はば、見つけ次第捕へるべく候。市中において乱妨（暴）いたし候者は、帯刀の者といえども用捨なく召捕へ、万一、手に余り候はば、討果し苦しからず候事」

「近日、新聞紙類しきりに刊行、人心をまどわし候品少なからず。官許これなき分は、御吟味の上、板木、製本とも取上げ、以後そむく者は、刊行書林、頭取、売弘めた者まで処罰すべし」

これらの記事によれば、当時はいかに治安が悪化していたかということが思いやられるし、さらにその対